

平成 31 年 4 月 1 日

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 各位

高知市総務部 契約課

## 平成 31 年度 入札・契約制度の改正等について

平成 31 年度に高知市が発注する建設工事等に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

### 記

- 1 建設工事の一般競争入札及び電子入札の対象について、以下のとおり拡大を行う。

拡大項目	現行	改正後（H31. 6. 1～）
一般競争入札	1,000 万円以上の建設工事	⇒500 万円以上の建設工事
電子入札	1,000 万円以上の建設工事	⇒500 万円以上の建設工事

実施時期 … 平成 31 年 6 月 1 日に公告するものから適用

- 2 建設工事における社会保険等未加入対策について、以下のとおり改定する。

高知市が発注する建設工事における社会保険等未加入対策要領（平成 30 年 6 月 1 日施行）について、実施から 1 年間の経過することを受けて、受注者との一次下請契約を禁止する社会保険等未加入建設業者の制限について、一次下請契約の請負代金の合計額にかかる制限を撤廃し、予定価格 130 万円を超える全ての建設工事を対象とする。

実施時期 … 平成 31 年 6 月 1 日以降に公告、指名通知及び見積依頼するものから適用

- 3 建設工事の最低制限価格算定方法の改正について

下水関連施設、農業用排水機場及び雨水等（内水）排水機場に係る機械、鋼構造、電気（電気通信を含む）設備工事の最低制限価格の算定方法について、以下のとおり算定方法を改定・本格運用とする。

$$\text{算定式：} \underline{\text{機器費} \times 90.7\%} + \text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% \\ + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費} + \text{設計技術費}) \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%$$

実施時期 … 平成 31 年 4 月 1 日以降に公告、指名通知するものから適用

※詳細につきましては、別紙「建設工事の最低制限価格算定方法の改正について（平成 31 年 4 月 1 日付け）」をご覧ください。

- 4 建設工事における低入札価格調査制度の制定について

建設工事における低入札価格調査制度について、別紙「高知市建設工事低入札価格調査制度実施要領」及び「高知市低入札価格調査マニュアル」のとおり制定する。

実施時期 … 平成 31 年 4 月 1 日施行

## 5 優良建設工事施工者表彰の見直し

平成 31 年度から高知市優良建設工事施工者表彰の表彰対象者について、主任技術者（監理技術者）に拡大を行う。

	平成 30 年度まで	平成 31 年度以降
表彰対象者	・代表者 ・現場代理人	・代表者 ・現場代理人 ・主任技術者（監理技術者）

## 6 建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置の継続

建設需要の増大に伴う技術者・作業員の不足や労務単価及び資材単価の上昇等により、公共工事の不調・不落が全国的に発生している情勢を受け、平成 25 年 12 月 18 日（平成 28 年 6 月 1 日一部改正）から実施している暫定措置について、一部改正のうえ、当面の間、暫定措置を継続する。

※詳細につきましては、別紙「建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（通知）（平成 31 年 4 月 1 日付け）」をご覧ください。

### 【暫定措置】

- ・事後審査型制限付き一般競争入札の対象とすることができる範囲の拡大  
（改正：1 千万円以上→130 万円超）
- ・事後審査型制限付き一般競争入札の入札参加資格要件の緩和（発注ランク、実績、技術者の雇用日、手持ち工事）
- ・1 者による入札の執行
- ・現場代理人の常駐の特例

## 7 総合評価落札方式の評価項目及び評価基準

平成 30 年度からの評価項目及び評価基準内容の変更はありません。（対象工事の明記及び対象期間の整理のみ行っています。）

以上

事務担当 高知市 総務部 契約課  
高知市本町 4 丁目 1 番 24 号  
TEL: 088-823-9416  
FAX: 088-823-9496